

## 統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の

## 見直しの検討に当たっての論点（案）

平成 26 年 3 月 26 日

総務省政策統括官室（統計基準担当）

## 1 経緯

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において、「規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（以下「見直し条項」という。）を盛り込むものとする。」とされたことを受け、統計法附則第 17 条の見直し条項（本則第 37 条の見直し）が盛り込まれたもの。

## 2 論点

- (1) 事務の全部委託先として、引き続き（独）統計センターを指定することは適当か。
  - － これまでの 5 年間の実績や評価はどのようになっているか 等
- (2)（独）統計センターのほかに、統計法第 37 条の「政令で定める独立行政法人等」に該当する法人はないか。また、これまでの 5 年間の社会経済情勢の変化等を勘案した上で、引き続き委託先を「政令で定める独立行政法人等」に限定することが適当か。
  - － 業務の委託先に求められる要件はどのようなものか。  
（例：情報管理体制は万全か、製表業務や秘匿処理の方法に精通しているか、国民の信頼を確保できる法人か 等）
- (3) 全部委託する業務の内容は適切か。
  - － 拡大又は縮小すべき業務はないか。

※ 上記の論点に沿って検討を行い、平成 26 年度中に結論を得る。